

募集

青少年交換留学生

伊予ロータリークラブは、日米での交流を行うことで、青少年の皆さんに世界を知り、友好を深めてもらおうと、30年以上短期交換留学生を派遣しています。

▼**応募資格** 留学時、松前町か伊予市に在住する高校生

▼**募集人数** 1人

▼**留学期間** 27年7月30日～8月

20日(予定)

▼**留学先** アメリカ合衆国ニューヨーク州北部(予定)

▼**締め切り** 3月13日(金)

※応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

●伊予ロータリークラブ事務局
(担当 福本)

☎ 982-0334

県政モニター

県では、県政に関心がある人などを対象に、一般モニターを募集しています。

▼**内容** 県政に関するアンケートなどの回答や、県政の広報活動、県の広聴事業への参加

▼**任期** 平成27年4月上旬(委嘱)

日) 29年3月31日

▼**募集人数** 200人以内

▼**応募資格** 次の全てを満たす人

・27年4月1日現在、18歳以上の

人
・県内在住者や県にゆかりのある
県外在住者

・国または地方公務員の職員でない人

▼**応募方法** 応募用紙に必要事項

を記入し、窓口まで持参するか、郵送、FAX、メールで提出してください。

※応募用紙は、県ホームページからダウンロードできるほか、県の施設や市町の窓口でも配布しています。

▼**締め切り** 3月16日(月) 必着

消費者力アップ通信

新聞の長期契約トラブルに注意

【相談事例】

両親が老人ホームに入居することとなり、新聞の中途解約を申し出たところ、「解約するなら、契約時に渡した景品代を返してほしい」と言われた。2度の契約で、テレビや5万円のビール券をもらっていた。やむを得ない事情なのに、高額な景品代の返還を求められ納得できない。

【アドバイス】

●将来無理とならない範囲で慎重に契約し、高額な景品につられないようにしましょう。新聞の景品は法律に基づき、取引価格の8%または6カ月の購読料金の8%のいずれか低い金額までと決められています。

●訪問販売のクーリング・オフは、契約書面を受け取って8日間です。これを過ぎると一方的に解約することはできません。しかし、「新聞購読契約に関するガイドライン」に基づき、話し合いで中途解約に応じてもらったケースもあります。詳しくはご相談ください。

安心して役場の相談窓口にご相談ください！

相談は秘密厳守。匿名でも相談できます。情報提供も受け付けています。

▷消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

▷消費生活相談窓口(産業課内) ☎ 985-4120

毎週火曜日、第1金曜日は専門の相談員が対応します。

●3月の納税●

国民健康保険税(普通徴収) 第9期

納期限は3月31日(火)

◎納期限内にお納めください◎

口座振替は3月25日(水)

人のうごき

(H 27.1.31 現在)

区分	人口	前月比
男	14,739	- 39
女	16,366	- 9
合計	31,105	- 48
世帯	13,079	- 48

※応募多数の場合は、性別・年齢・地域などのバランスを考慮して選出しますので、ご了承ください。

●県広報広聴課広聴・相談係

〒790-8570

松山市一番町4-4-2

☎ 912-2243

FAX 912-2248

メール kohokochon@pref.hime.jp